資料　1

温暖化対策部会報告素案に対する主な意見及び対応について

項目		委員意見要旨	意見に対する対応
0.全体			
	全体	地球温暖化対策及びヒートアイランド対策について、同様の対策であっても記載の仕方が異なる箇所があるので、整合性を持たせた方がよい。	○委員意見を踏まえ修正
I. 大阪府域における温暖化の状況等			
	全体	「1　温暖化対策の最近の動向」に大阪府内の動向が含まれているが、「2　大阪府域の温暖化の現状」の中で、府域の現状を説明した後に、府内の動向を記載したほうが分かり易い。	○委員意見のとおり修正　（P6）
		温暖化に関する法体系と、条例、大阪府計画（区域施策、ヒートアイランド対策計画）の位置付けなども示す。対策の推進や制度の見直しについて検討をするのに、その対象とする制度体系が記載されていない。	○委員意見を踏まえ追記　（P15）
	1温暖化対策の最近の動向	CO2排出の増加が続いており、温暖化による影響回避が危ぶまれていることを記載すべき。	○委員意見を踏まえ修正　（P1）
		地球温暖化をめぐる近年の科学的知見に、「基準となっている1986年～2005年までに、工業化以前と比してすでに地上気温や海面水位が上昇していることに留意が必要である。」を追加	○委員意見のとおり追記　（P2）
		第二約束期間での動向を記載するのが適切（90年比18%削減など）。また、日本の京都議定書達成と第二約束期間に参加しないことは（３）国内の動向に入れるたほうが良い。	○委員意見のとおり追記（日本が参加しないことについては、日本の国際的立場についてのことであるため、国際的動向に記載を残した）　（P2）
		京都議定書第二約束期間に日本は参加しないこととし、自主的に削減するとしたをＣＯＰの決定に基づいて2020年目標を提出し、実施することとなったと修正すべき。	○委員意見のとおり修正　（P2）
		COP17で2020年以降の温室子かガス排出削減の新たな枠組みについて、COP２１で合意することを目指して交渉を開始したことを追記すべき。	○委員意見のとおり追記　（P2）
		震災と原発の停止。節電の呼びかけにより、おおむね10%程度の削減が達成されていることを追記すべき。	○委員意見のとおり追記　（P3）
	2大阪府域の温暖化の現状と温暖化対策	2005年を基準として、今後使用する予定の電力係数を使ったグラフを提示する。	○実行計画策定時に、2012年の電気の排出係数を使用して、2005年を基準とした排出量の推移のグラフを示す予定
		分野別の排出量のグラフについて1990年と2012年のグラフのみでは傾向が分かりにくい。	○委員意見を踏まえ修正　（P4）
		産業部門についてはこの期間「大阪府の製造品出荷額等」が3割程度減っていることも原因として記載すべき。	○委員意見のとおり追記　（P4）
	3対策の推進にあたっての基本的な考え方	府では、温暖化対策とヒートアイランド対策は一緒に実施するという位置づけであるが、その中での違い（ヒートアイランド現象はローカルな問題であるため、国の動向にかかわらず着実に実施する必要があるなど）についても整理されたい。	○委員意見を踏まえ修正　（P7）
		ヒートアイランド対策の留意事項として記載された内容のうち、「適応策の推進」、「関係機関との一層の連携」については地球温暖化対策についても記載すべき。	○委員意見を踏まえ修正　（P7）
		ヒートアイランド対策の対策指標の設定については、「現状で対策指標が設定されておらず」との記載を追加すべき。	○委員意見のとおり修正　（P7）
		地球温暖化対策は必ずしも国と合わせていく必要はないと思う。IPCCでも新たな知見が得られており、長期的に進めなければならないということも事実であるといった点に留意するという内容も含めて欲しい。	○委員意見を踏まえ追記　（P7）
		地球温暖化対策については、「世界全体でより大幅な削減が求められており、現状の大阪府域の状況では不十分であること」を追記すべき。	○委員意見を踏まえ追記　（P7）
		ヒートアイランド対策の留意事項は積極的に取り組む内容が記載されているのに対して、地球温暖化対策では内容が全て後ろ向きな表現になっているように見える。	○委員意見を踏まえ修正　（P7）

項目		委員意見要旨	意見に対する対応
Ⅱ 今後の地球温暖化対策について			
	1現計画の取組状況	削減率を測る際に、電気の排出係数を2008年で固定する理由を記載すべき。	○委員意見のとおり修正　(P9)
	1(2) 目標の達成状況及び重点施策の取り組み状況	「15%削減を上回っている→15%削減を達成している。」	○委員意見のとおり修正　(P9)
		「11月を「自転車マナーアップ強化月間とし・・・」とあるが温暖化とどう関係があるのかが分かりにくい。	○委員意見を踏まえ修正　(P11)
		達成状況が”×”になったもののうち，背景が変わったものについては、その要因を，備考で加えて加筆しておいたほうがよい。	○委員意見のとおり追記　(P14)
	2今後の地球温暖化対策の取組みの方向性(1)計画の位置付け	もう少し上位計画・条例に記載されているような、「温暖化対策を通じて豊かな社会になる」ことを見せるようなビジョンが必要。それが欠けている。	○委員意見を踏まえて追記　(P15)
		目標年度の記載だけで、計画の期間がいつからいつまでなのか記載されていない。2015年度から2020年度。基準年度は次の「目標」で示されるべき。	○委員意見のとおり修正　(P15)
	2ー(3) 計画の目標	次期計画の進行管理において、排出係数をどうするのか、もう少し整理して示す。	○委員意見を踏まえ修正　(P16)
		地球温暖化の現状に鑑み、2020年度以降もより加速して対策が推進していく旨の記述が必要	○委員意見を踏まえ追記　(P7)
	2-(4) ①民生家庭部門	「見える化」に関して、各項目の普及促進に加えて、「スマートエネルギー協議会における、協働での普及方策や、効果的な見せ方の検討」を追記。	○委員意見を踏まえ追記　(P7)
		『おおさかスマートエネルギーセンターによる省エネ・省CO2の技術や補助制度等に関する情報の発信』について、「スマートエネルギーセンターで対応強化」の紹介をどこかでしたい。	○委員意見を踏まえ追記　(P18)
		事業者との協力が必要という点は様々なところで部分的に記述されているが、住宅関連の施策については特に重点的に記述した方がよいので、事業者との協力体制促進については大きな項目立てをしていただけないか。	○府民、民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者で構成されたおおさかスマートエネルギー協議会等を活用することで、省エネルギー対策等のエネルギーに関する情報を共有し、省エネルギーに係る課題、支援策等を協議・検討していく。　(P7)
		低所得層への重点的な省エネ機器・省エネリフォーム等への支援	
		現在普及している特に効率が悪い機器を指定して、改善を進める施策	
		人材育成を項目に入れるべき。エネルギー機器販売事業者、工務店での省エネに関する研修制度の導入と将来的な義務化の検討	
		販売事業者等と協力し、市民が機器選択の場でどう伝えることができるのかを検討していく必要がある。新築住宅の省エネ基準が2020年に義務化が検討されている中で、より快適な住環境を作り出す視点も含めて、推進していく。	
		電気店、給湯器販売店などに対して、省エネ性能別の販売台数についての報告制度の検討	
		①「電気・ガス使用量のお知らせ紹介サービス」の1世帯あたり閲覧ページ数、②省エネ給湯器の普及率、③省エネ性能別販売割合、④低炭素認定住宅の割合、⑤電熱温水器の普及台数を指標に追加すべき。	○④について、委員意見を踏まえ修正(P17) ①について、情報を所有する事業者と調整し進行管理可能か検討 ②③⑤について、把握が困難なため記載しない。

項目		委員意見要旨	意見に対する対応
	2-(4) ②民生業務部門	中小企業対策の見える化で、「省エネ診断の普及促進」と「大阪版BEMS・・」を分ける。（産業部門も同様）	○委員意見のとおり修正　(P18)
		中小企業対策の見える化で、「電気・ガス使用量のお知らせ照会サービスの普及促進」を追加すべき。（産業部門も同様）	○委員意見を踏まえ追記　(P18)
		中小企業対策の見える化で、「大阪スマートエネルギー協議会を通じた、協働による効果的な普及施策の検討」を追加すべき。	○委員意見のとおり追記　(P19)
		中小企業対策の温暖化防止条例に基づく取り組みの推進で、「評価制度導入」を追加すべき。（産業部門も同様）	○「評価制度導入」については、直接的な対象としてはエネルギー多量消費事業者となっていますので、「大規模事業者への対策」の項に記載している。
		大規模事業所への対策で、温暖化防止条例に基づく・・ではなく、「評価制度の導入」も含めておいたらいいのでは。（産業部門も同様）	○委員意見を踏まえ修正　(P19)
		「省エネ法の施策による省エネ建築物の性能の向上」ではなく、「省エネ法の施策を活用した省エネ建築物の性能の向上」に修正すべき。	○委員意見のとおり修正　(P17)
	2-(4) ④運輸部門	「自動車販売事業者へのエコカー販売の推進要請と、販売数の報告を求める」という記述を追加すべき。	○府内の自動車販売事業者は「大阪エコカー協働普及サポートネット」の構成員となっていただいており、官民協働でエコカー普及を推進している。エコカー普及台数は関係機関からデータの収集を行っており、今後も引き続き行う。
		「自動車利用の抑制」を明確にするために「引き続き、過度な自動車利用を抑制するため、自動車から鉄道・バスなど公共交通機関への利用転換を促進」、「やむを得ず自動車を使用する場合には…エコカー使用の促進」等と表現を修正すべき。	○委員意見のとおり修正　(P22)
		「交通環境学習や利用促進キャンペーンの実施によるモビリティ・マネジメントの推進」を『交通環境学習や利用促進キャンペーンの展開等，モビリティ・マネジメント手法を活用した公共交通利用の促進』に修正すべき。	○委員意見のとおり修正　(P22)
		「環境に配慮した自動車利用の自主的な取組を促進」の記述について、『おおさか交通エコチャレンジ運動」に加えて、「モビリティ・マネジメント手法の実施」を追加	○委員意見のとおり修正　(P22)
		「環境に配慮した自動車利用の自主的な取組を促進」表現が，「自動車利用を促す」ようにも解釈できるため、「環境に配慮した，かしこい自動車利用の自主的な取組を促進」としたほうが良い。	○委員意見のとおり修正　(P22)
		運輸部門の指標は、モニタリングできる相応しい指標がなく，「エコカーの割合」のみとなったが、指標化できなかった取り組みについても，触れておく必要がある。	○委員意見を踏まえ追記　(P22)
	2-(4) ⑥再エネ・省エネ機器の普及促進	省エネルギー機器の普及促進の記述が弱い印象を受けるので、省エネルギー機器促進について並記、または別立てで記載してはどうか。	○委員意見のとおり追記　(P24)
		今後の取組み方向で、エコ給湯機器のみが列記されているが、冷蔵庫などかなり省エネが進んでいる家電などもある。推進する上では、販売事業者との連携・協力体制が必要不可欠になる。	○府民、民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者で構成されたおおさかスマートエネルギー協議会等を活用することで、省エネルギー対策等のエネルギーに関する情報を共有し、省エネルギーに係る課題、支援策等を協議・検討していく。(P7)
		省エネルギー機器等については、特定の機器名を入れる場合には、それ以外の機器が無視されないように。 （ヒートポンプ式給湯器のみ記載があり、潜熱回収型が記載されていない等）	○委員意見を踏まえ修正　(P24)
		省エネ機器とするのであれば、家電、コンプレッサー、業務用冷蔵庫・照明器具等も含むべき。	○委員意見を踏まえ追記　(P24)
		道路照明灯の省エネ型機器への転換推進を追加すべき。	○委員意見を踏まえ追記　(P24)
		太陽光発電量の導入量のみデータ収集が可能というのは少し問題があるので、可能な範囲でデータ収集および状況把握ができる仕組みを作るべき。	○現在、府内自治体が設置している再エネ（太陽光、バイオマス、小水力、小型風力、太陽熱利用、地中熱利用）については毎年把握している。 ○また、FIT制度を利用している民間設置の太陽光、バイオマス、小水力などは把握しており、府内の再エネの大半を把握している状況である。 ○今後も民間設置の状況も含め可能な限り導入量の把握に努める。
		「省エネ技術の開発支援・省エネ関連の産業育成」を追加すべき。	○委員意見を踏まえ追記　(P24)
	2-(4) ⑦森林吸収	「府内産木材の安定供給と利用拡大」のあとに（建物等の木質化など）を追加すべき。	○委員意見のとおり追記　(P25)
		対策指標の１つに『建物等の木質化の程度』も入れられないか。	○委員意見を踏まえ追記　(P25)

項目		委員意見要旨	意見に対する対応
Ⅲ 今後のヒートアイランド対策について			
	2今後のヒート対策と取組の方向性(4)①人工排熱の低減	「建築物の環境性能」という表現があるが、わかりにくい。また、建物からの排熱を減らすための対策に『蒸発式冷却塔などの採用による人工排熱の潜熱化』を追加すべき。	○委員意見を踏まえ追記　(P33)
		人工排熱について、地球温暖化対策とヒートアイランド対策で同様の対策については、一緒にやっていくという記述が必要	○委員意見を踏まえ追記　(P33)
	2(4)②建物・地表面の高温化抑制	「屋上の高反射率化について冷房負荷の低減を介して人工排熱の減少につながる。」、「外断熱や木材による建物外装の建物等の蓄熱に対する抑制効果の大きく、対策の普及も有効」である旨追記すべき。	○委員意見のとおり追記　(P34、35)
		建物に熱をためないための対策に『外断熱や、建物等の外装の木質化による蓄熱の削減』を追加すべき。	○委員意見のとおり追記　(P35)
	2(4)③都市形態の改善(風の利用)	風の対策は非常に重要である。海風を意識した風の道の形成や、みどりの風促進区域の考え方を前面に出して頂きたい。今の段階では無理だと思うが、今後、検討していくことは必要	○委員意見を踏まえ修正　(P36)
		ヒートアイランド対策における風通し対策の重要性をもう少し報告書に入れられないか。例えば、「熱の淀みによる気温上昇を防ぐために風通しに配慮する」といった記述を追加してはどうか。	○委員意見のとおり追記　(P36)
		「みどりの風促進区域」とあるが説明が必要	○委員意見を踏まえ追記　(P35)
		都市形態の改善のところに、風というキーワードを入れて頂きたい。	○委員意見を踏まえ追記　(P36)
	2(4)④適応策の推進	ヒートアイランド対策では夏の昼と夜の気温低下を目的としていることを明確にすべき。	○委員意見を踏まえ修正　(P36、37)
	2(5)対策指標	気温低下量等をシミュレーションすることができ、かつ適正に進捗管理ができる対策指標に建物等の外断熱（木質化を含む）の普及率を追加すべき。	○建物等の外断熱の普及率は、気温低下量をシミュレーションすることができないため、指標として設定することができないが、建物等の外断熱（木質化を含む）の普及啓発を行なう。
		熱環境（熱負荷特性）マップの類型１（商業・業務集積地域）及び類型２（住宅地域）とあるが説明が必要	○委員意見を踏まえ追記　(P38)
Ⅳ 条例制度を活用した追加的対策について			
	1事業活動における温室効果ガスの排出抑制 全体	今回は計画の１つ１つを具体的に見直す部会であり、条例については全般的に見直す部会ではなかったと思うが、地球温暖化の現状を考えると、他の項目も含めて、今後、全般的に見直す機会が別途必要	○条例については、電気の需要の平準化に関する取組促進、大規模建築物における計画時の太陽光発電導入検討の義務化等、適宜改定を行っており、今後も必要に応じて審議会の意見を伺いながら見直しを図る。
		・Ⅳ章の見出しが「今後の制度のあり方について」となっているが、ⅡとⅢとの関係を含めると、フィットしていない。「今後重点的に取り組む追加的施策」といった見出しにしたほうが良い。 ・条例に関して全般的に見なおしたわけではない。「導入すべき制度改善について」とし、導入可能な対策を検討したという位置付けが望ましい。	○委員意見を踏まえ修正　(P39)
		本部会で検討した内容が、Ⅳ今後の制度のあり方について書かれていることだけだと受け取られる可能性があるので、Ⅱ、Ⅲで書かれていることについても重要な取組みであるということが、わかるような記載とすべき。	○委員意見を踏まえ修正　(P39)
	1(3)取組の方向性	評価の公平性を確保するために，評価項目ごとに可能な限り最低限達成すべき基準を明確化するとともに、評価項目とその基準については一定の期間で定期的に見直しを行うことが適当	○委員意見のとおり修正　(P41)
		「①基本・選択対策の実施（又は計画化）　率での評価」とあるが、評価に際して「計画化」の意味を明確にしておく必要がある。計画するだけで、実施と同じ評価になるとすると問題だと思う。	○委員意見を踏まえ修正　(P41)
		評価項目例におけるヒートアイランド対策の実施について、蒸発式冷却塔などの採用による人工排熱の潜熱化や建物等の外装の木質化、適応策の実施等も評価基準に加えるべき。	○委員意見を踏まえ、詳細な制度設計を実施する。
	2建築物等のヒートアイランド対策	建物の高温化抑制という表現で問題なければ良いが、高温化抑制という題名は、一般的にわかりにくいので、実際の内容が見える題名にした方が望ましい。	○委員意見を踏まえ修正　(P43)
Ⅴ 計画の進行管理及び推進体制			
	全体	ヒートアイランドと同様に、「民間機関、大学・研究機関、NPO等との一層の連携をはかる必要がある・・・・。国に対して積極的に対応するよう働きかけてく。」旨追記すべき。	○委員意見を踏まえ追記　(P45)